

ニューズin三重県

三重県中小企業融資制度のご紹介

三重県では、中小企業の皆様が事業経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、金融機関、三重県信用保証協会、地域の商工団体等の協力を得て、三重県中小企業融資制度を設けています。

以下にその一部をご紹介します。

新型コロナ克服設備等投資支援資金

- 業績の回復・拡大に取り組む中小企業が、先行的に設備投資を行うために必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
2,500万円	15年以内 (据置期間2年以内を含む)	年率1.6%	年率 0.20%~1.10%

DX・脱炭素投資促進資金

- DXの推進や脱炭素経営といった経営課題に対応するための設備投資を行う中小企業が、必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
5,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	取扱金融機関 所定利率	年率 0.24%~1.30%

※対象設備には制限があります。詳しくは県ホームページをご確認ください。

中小企業サステナブル経営推進資金

対象：三重県SDGs推進パートナー登録企業、三重のサステナブル経営アワード受賞企業

- エネルギーや原材料等の価格高騰による影響などを克服し、持続可能な事業活動の実現を推進するために必要な資金の円滑な調達を支援します。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
5,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (設備資金については、 据置期間2年以内を含む)	取扱金融機関 所定利率 (年率1.6%以内)	年率0.20%

融資制度はこのほかにも用意しております。
詳しくは県ホームページをご確認ください。

詳しくは
コチラ!



URL <https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/77426022712.htm>

お問い合わせ先：三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 電話：059-224-2447